

令和5年1月17日

報道各位

新潟市財務部契約課

## 指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

### 記

#### 1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社 ADKマーケティング・ソリューションズ (カブシキガイシャ エイデー けいマーケティングソリューションズ) 主たる営業所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	令和5年1月17日 ～ 令和5年10月16日 (9ヵ月)

#### 2 指名停止理由

当該業者の元代表取締役が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の元理事に対する贈賄容疑で令和4年10月19日に逮捕された。

このことは、指名停止等措置要領別表第2第2号に該当するため、指名停止を行った。

#### 3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 駒見 (直通025-226-2211)